

高島市こども計画



令和8年6月
高島市

目 次

第1章	こども計画の策定にあたって	1
1.	こども計画策定の背景	1
2.	計画の性格と位置づけ	1
3.	計画の対象	3
4.	計画の期間	3
5.	計画の策定体制	3
第2章	子ども・若者の声からみた現状と課題	4
1.	小中学生へのアンケート結果からみた現状と課題	4
2.	若者へのアンケート結果からみた現状と課題	11
3.	声をきかれない子ども・若者へのヒアリング結果からみた現状と課題	22
4.	高校生ワークショップからみた現状と課題	24
第3章	計画の基本理念と目標	25
1.	基本理念	25
2.	計画の基本目標	26
3.	施策体系	28
第4章	目標実現のための施策の推進	30
基本目標6	子ども・若者への「切れ目のない支援」の充実	30
基本目標7	子どもの権利の保障と意見表明・意見反映の機会確保	32
基本目標8	子ども・若者が感じる高島の魅力と未来の創造	34
第5章	計画の目標値	36

第1章 こども計画の策定にあたって

1. こども計画策定の背景

(1) こども家庭庁の創設と法制度の整備

こども家庭庁が令和5(2023)年4月に創設され、「こども基本法」(以下、法)が施行されました。これにより、これまで内閣府や厚生労働省などに分散していた子ども・子育て政策が、こども家庭庁に一元化されました。

法では、「全ての子ども・若者が幸福に生活できる社会」の実現を目指すという基本理念と子どもを権利の主体として尊重する視点が明確になりました。また、法に基づき、国は「こども大綱」を策定し、これまでの少子化社会対策、子ども・若者育成支援推進、子どもの貧困対策の3つの大綱を一元化し、政府全体の子ども施策の基本的な方針として令和5(2023)年12月に閣議決定されたことにより、市町村は、この大綱を勘案したこども計画の策定が努力義務となりました。

このことから、従来の「子ども・子育て支援事業計画」や「次世代育成支援行動計画」の枠組みを包括し、全ての子どもや若者を対象として「こどもまんなか社会」の実現をめざした新たな計画として「こども計画」が位置づけられました。

(2) 子どもを取り巻く状況の深刻化・複雑化

現代の子ども・子育て家庭が抱える課題が深刻化・複雑化しており、子どもに関する従来の施策では対応しきれないことも、計画策定の重要な背景です。

急速な少子化の進行や、核家族化、地域社会のつながりの希薄化などを背景に、子育てへの不安や孤立感を抱える家庭が増加しています。また、児童虐待の増加、不登校の増加、若者の自死の増加、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや若者が直面する問題が多様化し、複雑に絡み合っています。このため妊娠期から学童期、思春期、若者期まで、ライフステージに応じて切れ目なく支援を提供し、困難を抱える子ども・若者や家庭を地域から孤立させないための包括的な取り組みが求められています。

さらに、子ども・若者を「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉え、その意見を尊重し、施策に反映していくという視点が重要視されています。

これらの背景から、単なる子育て支援にとどまらず、子ども・若者のウェルビーイング(幸福な状態)を保障するための総合的な計画が必要とされました。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、策定するものです。

市町村こども計画は、これまでの複数の計画を統合・一元化する役割も担っており、以下の既存の法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるため、下記の4つの分野の計画を含め策定を行います。

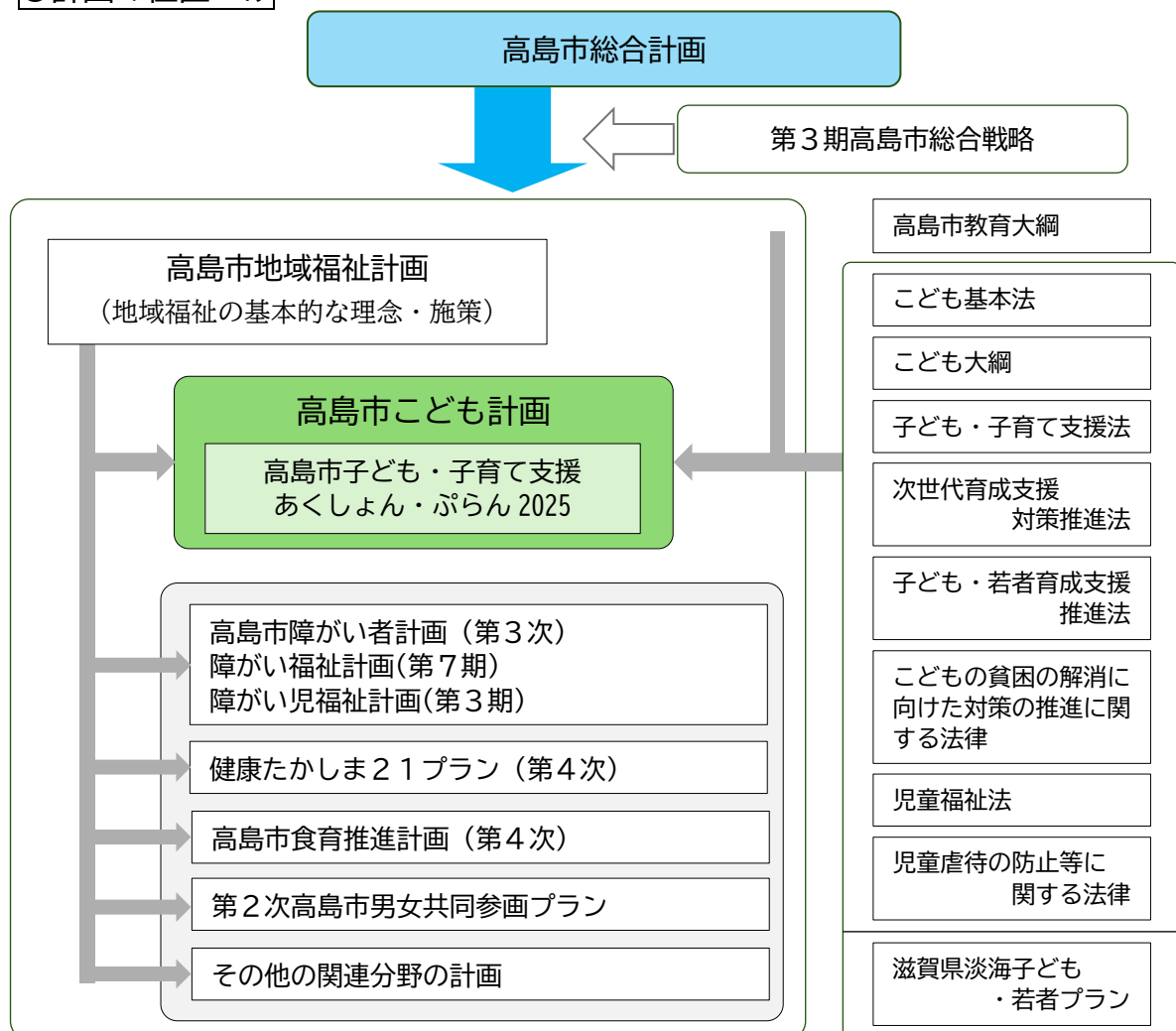
- ① 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ④ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画(市町村計画)」

(2) 計画の位置づけ

本計画は、高島市の最上位計画である「高島市総合計画」に基づく施策を推進するため、また、地域福祉の基本的な理念・施策を推進するための子ども・若者分野における個別計画として位置づけられます。

本計画は、「こども大綱」や滋賀県が策定した「淡海子ども・若者プラン」の内容を勘案するとともに、令和7(2025)年1月に策定した「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぱらん2025」を本計画の一部と位置づけ、一体的に計画の推進を図ります。

●計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画の対象は、心身の発達の過程にある者（こども基本法で定める「こども」）とし、概ね 39 歳までの者を対象とします。

※ 「子ども」と「こども」の表記について、本計画では「子ども」の表記を原則とし、法令や国の施策において「こども」の表記されている場合に限り、「こども」表記としています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。

なお、社会情勢の変化等により、計画期間内に見直すことがあります。

	平成 27 年度 ～ 令和元年度	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015	→						
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2020		→					
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2025			→				
高島市こども計画				→			

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・若者の意見聴取として、「小中学生」、「若者（高校生から 39 歳）」、「声をきかれにくい子ども・若者」を取り巻く環境や学習環境の実態把握を行うためアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、さらに、高校生を対象としたワークショップを行い、それらの結果から得られた課題を計画に反映しました。また、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づき設置している「高島市子ども・子育て会議」において、それぞれの分野から幅広いご意見を伺いました。さらに、本計画に対する市民の意見をパブリックコメントにより広く求めました。

第2章 子ども・若者の声からみた現状と課題

1. 小中学生へのアンケート結果からみた現状と課題

(1) 小中学生アンケート調査の概要

小中学生へのアンケート調査は、市内小中学校に通う市内の小学5年生、中学2年生の児童生徒全員を対象に実施しました。調査方法は、学校で使用しているタブレット端末による回答です。調査実施期間、対象者数、回答数、回答率は以下の通りです。

調査種別・実施期間	対象	有効回答数	有効回答率
小中学生アンケート調査 令和7年9月1日～9月30日	小学5年生 321人	298人	92.8%
	中学2年生 335人	275人	82.1%

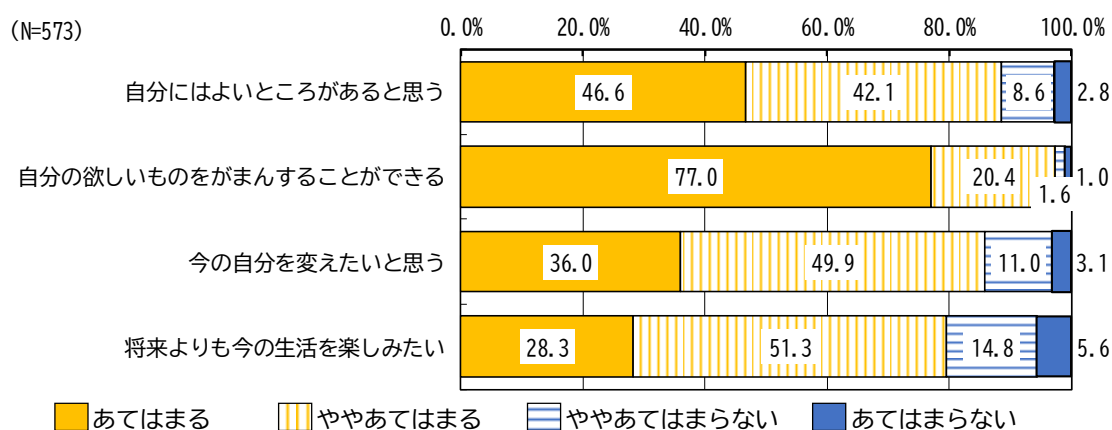
(2) 小中学生へのアンケート結果からみた現状

① 自己肯定感

自己肯定感・意欲をみると、「自分にはよいところがあると思う」（「あてはまる」「ややあてはまる」の合計）は88.7%と高い自己肯定感を持っています。

自身にあてはまる項目では「自分の欲しいものをがまんすることができる」の「あてはまる」が77.0%でもっとも高くなっています。

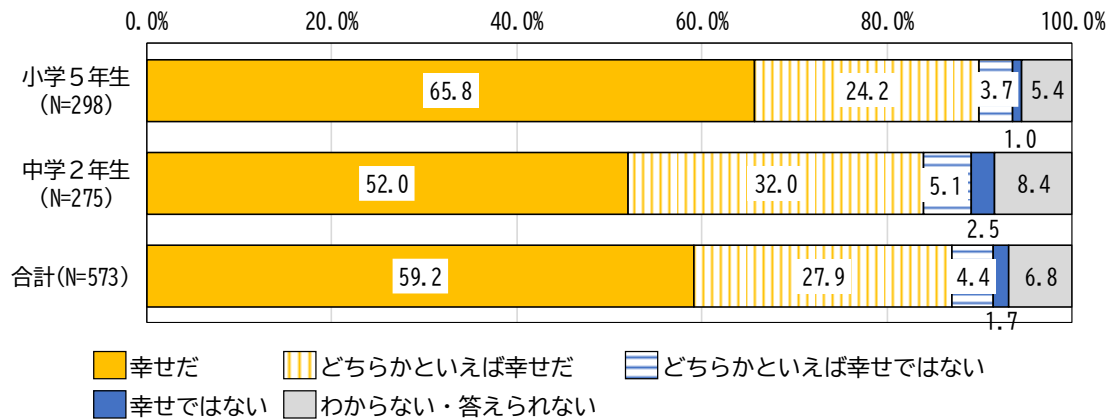
図表 次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。



② 幸福感と孤独感

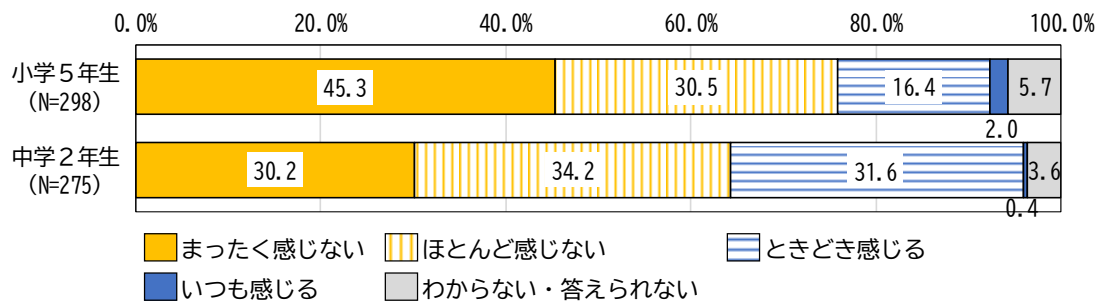
小学5年生の幸福感は90.0%（「幸せだ」65.8%と「どちらかといえば幸せだ」24.2%の合計）であり、中学2年生の84.0%よりやや高くなっています。

図表 今、自分が幸せだと思いますか（幸福感）（小中学生別）



孤独感を感じる割合は、小学5年生の18.4%（「ときどき感じる」と「いつも感じる」の合計）に対して、中学2年生は32.0%と高くなっています。

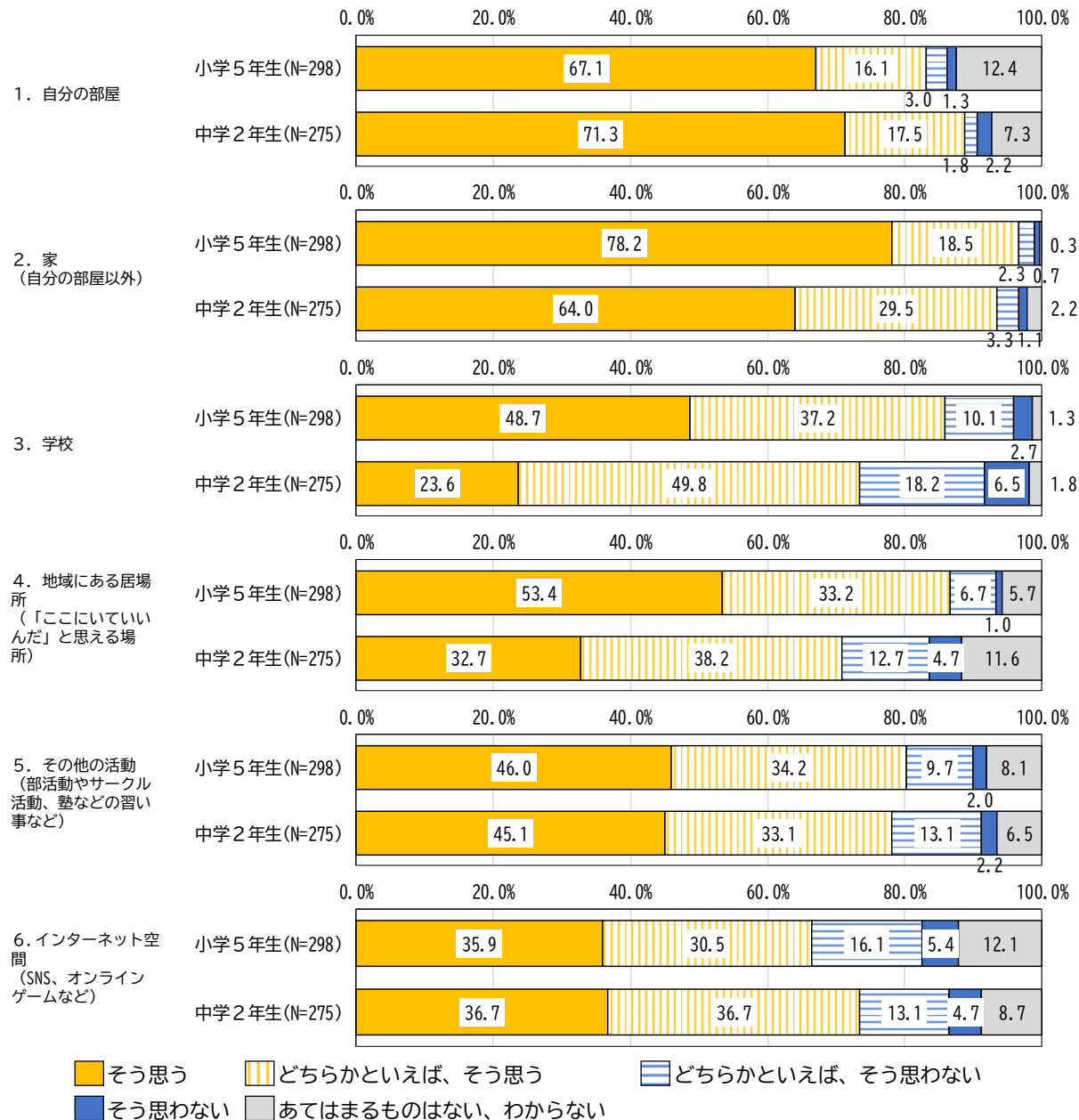
図表 孤独感（小中学生別）



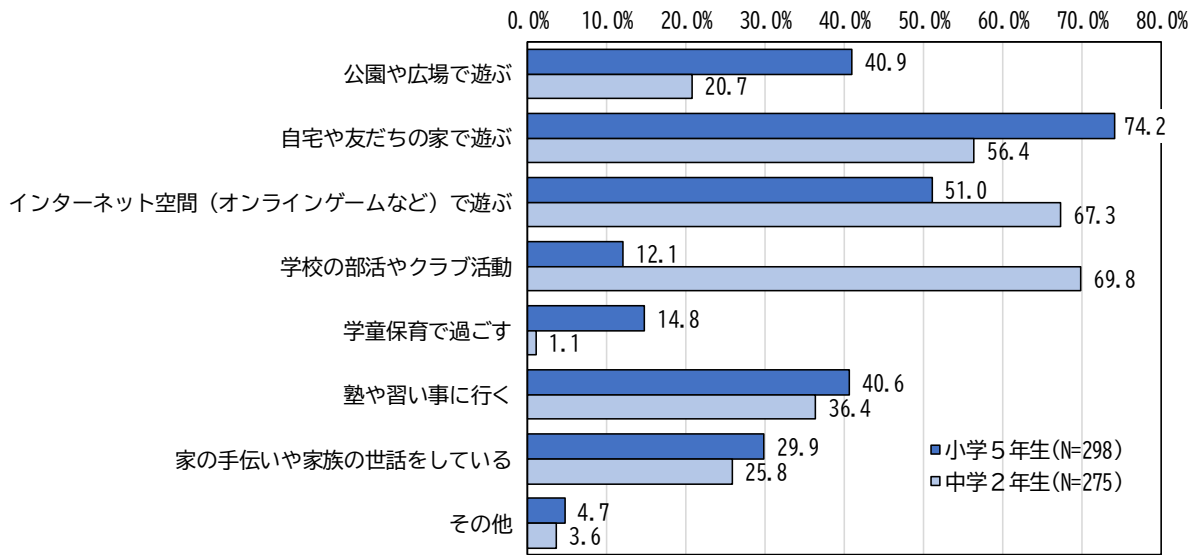
③ 居場所と放課後の過ごし方

居場所や放課後の過ごし方は、小中学生ともに「自分の部屋」「家」が中心となっていますが、中学生では「インターネット空間」の比率が高くなっています。

図表 今のあなたにとってほっとできる場所、または安心できる場所になっていますか
(小中学生別)



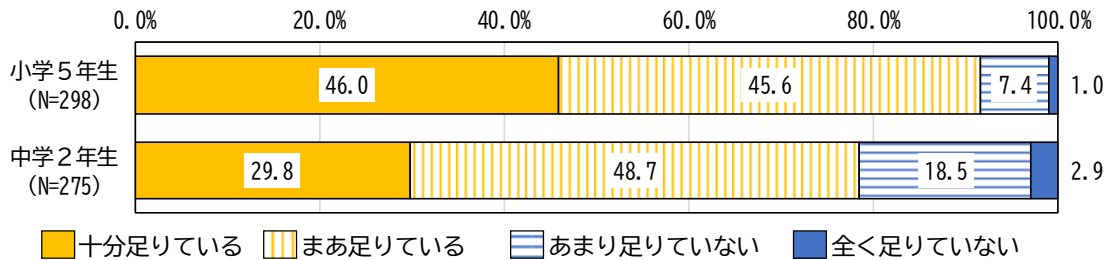
図表 放課後の過ごし方(複数回答) (小中学生別)



④ 睡眠時間

睡眠時間は、「足りている」が大半を占めている一方で、足りていない(「まあ足りていない」と「全く足りていない」の合計)は、小学5年生が8.4%、中学2年生が21.4%となっています。

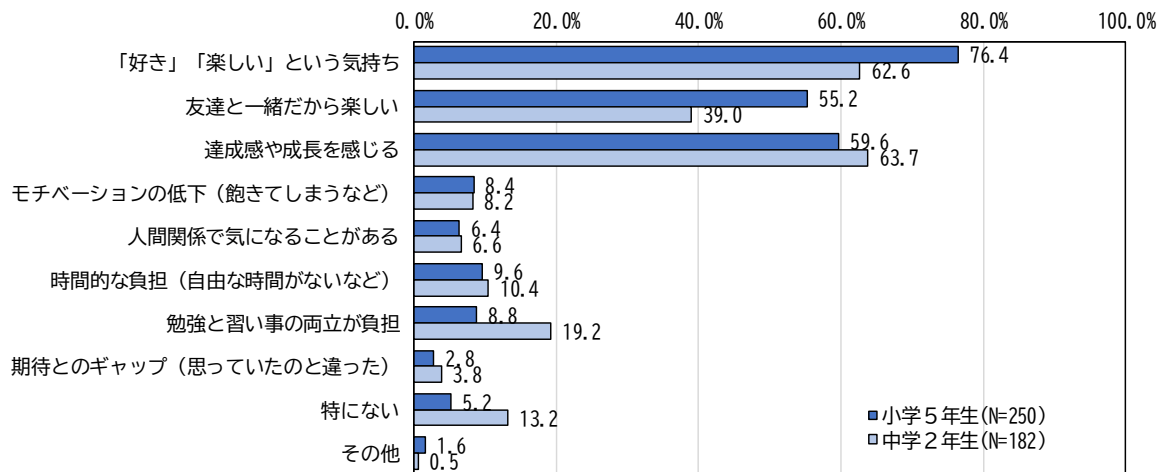
図表 睡眠時間(小中学生別)



⑤ 習い事・勉学の負担

小中学生ともに、習い事を「好き・楽しいという気持ち」(小学生 76.4%、中学生 62.6%)、「達成感や成長を感じる」(小学生 59.6%、中学生 63.7%)と回答している一方で、中学生では「勉強と習い事の両立が負担」(19.2%)が小学生に比べて高くなっています。

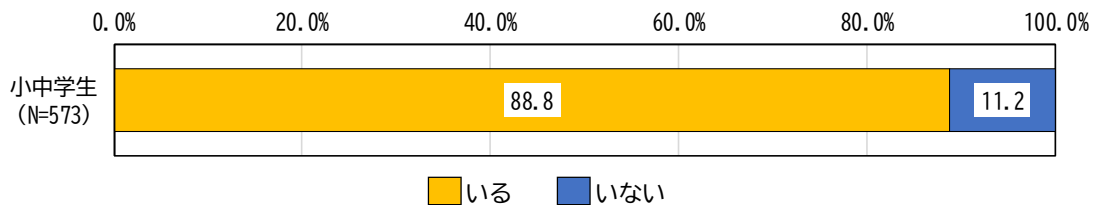
図表 習い事についての気持ち(複数回答)(小中学生別)



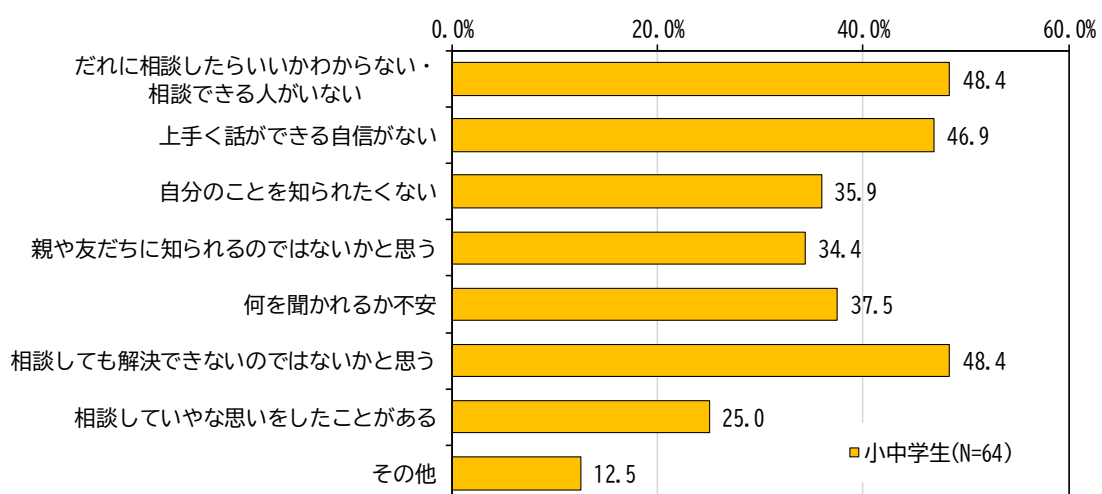
⑥ 落ち込んだり困ったりした時の相談

落ち込んだり困ったりした時に相談できる人は、ほとんどが「いる」(88.8%)と答えています。約1割が相談できる人が「いない」と回答しています。相談したくない理由では、相談しても解決できるかどうかへの不安や自信のなさを挙げる割合が高くなっています。

図表 落ち込んだり困ったりした時に相談できる人



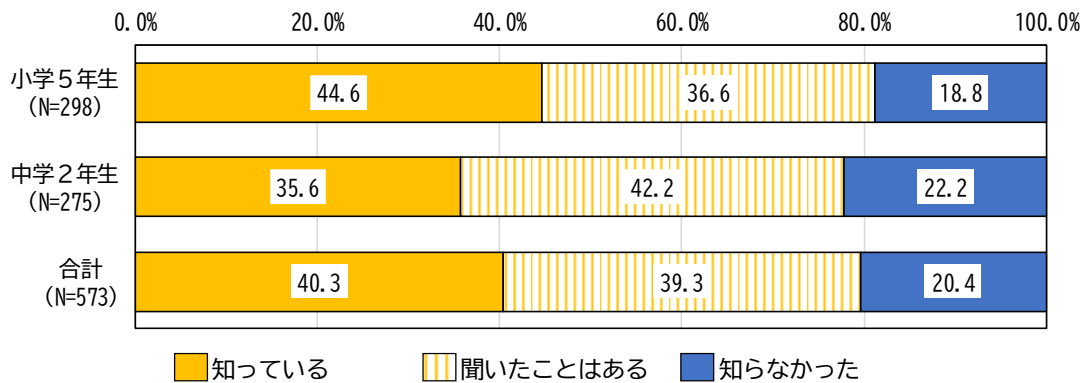
図表 相談したくない理由(複数回答)



⑦ 子どもの権利の認知

子どもの権利は、「知っている」(40.3%)と「聞いたことはある」(39.3%)を合わせると79.6%の生徒が権利の存在を認識していますが、認知状況は小学生の方が中学生より高くなっています。

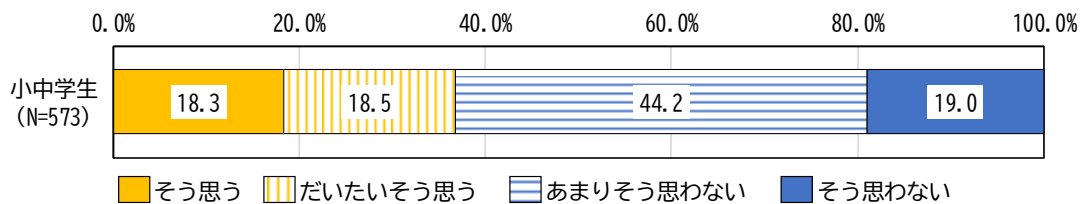
図表 子どもの権利を知っていたか(小中学生別)



⑧ 国や高島市への期待

あなたの考えや思っていることを聞いてほしいかでは、63.2% (「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計) が、考えを聞いてほしいとは思わないと答えています。

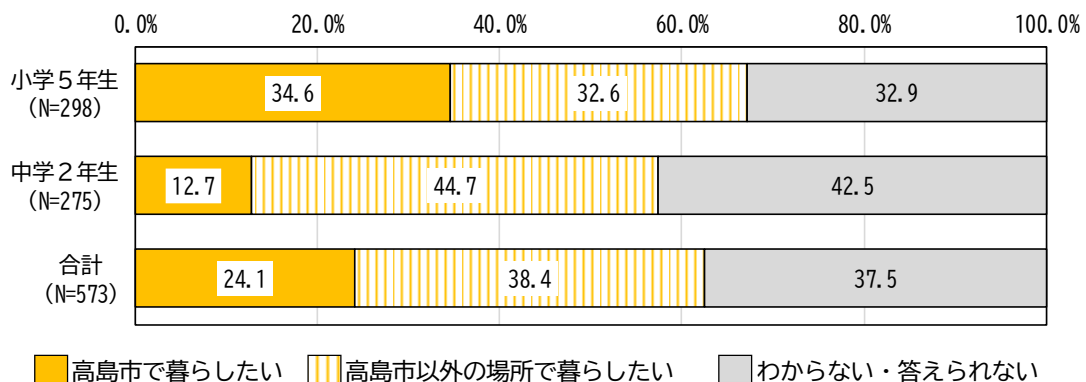
図表 国や高島市への期待



⑨ 将来暮らしたい場所

将来、高島市で暮らしたいと考える中学2年生は12.7%で、小学5年生(34.6%)に比べて21.9ポイント低くなっています。

図表 将来暮らしたい場所(小中学生別)



(3) 小中学生へのアンケート結果からみた課題

① 中学生のウェルビーイングの向上

中学生になると幸福感は低下し、孤独感は小学生に比べて多くなっています。中学生の睡眠不足、勉強と習い事の両立の難しさなどが要因と考えられることから、家庭や学校以外の居場所の確保などが求められます。

② 相談の窓口や手段の充実

落ち込んだり困ったりした時に「だれにも相談できない／したくない理由」は、相談しても解決できるかどうか分からないという不安や自信のなさ（上手く話ができる自信がない）を挙げる割合が高くなっています。このことから、相談しやすい環境づくりが必要であり、いろいろな種類の相談窓口や手段が求められます。

③ 地域定着への課題と子どもの意見表明・意見聴取の機会の充実

将来も高島市で暮らしたい割合は、小中学生で2割程度であり、中学生は小学生より低くなっています。高島市への愛着を育むとともに、自分のやりたいことや好きなことができる魅力的な機会の提供や環境づくりが求められます。また、行政へ自分の思い、意見を発信することについての関心は低く、子どもも高島市の未来を考えたり、語ったりする必要があることへの理解を深めるとともに、SNS の活用など子どもがアクセスしやすい意見表明方法の充実が求められます。



2. 若者へのアンケート結果からみた現状と課題

(1) 若者アンケート調査の概要

若者へのアンケート調査は、15歳から39歳の市民から1,500人（無作為抽出）を対象に実施しました。調査方法は、郵送配布、郵送回収およびインターネットでの回答です。調査実施期間、対象者数、回答数、回答率は以下の通りです。

調査種別・実施期間	対象	有効回答数	有効回答率
若者アンケート調査 令和7年8月25日～9月12日	15歳から39歳の市民 1,490人 ^(※)	393人	26.4%

※対象の1,490人は、不達（10通）を除いています。

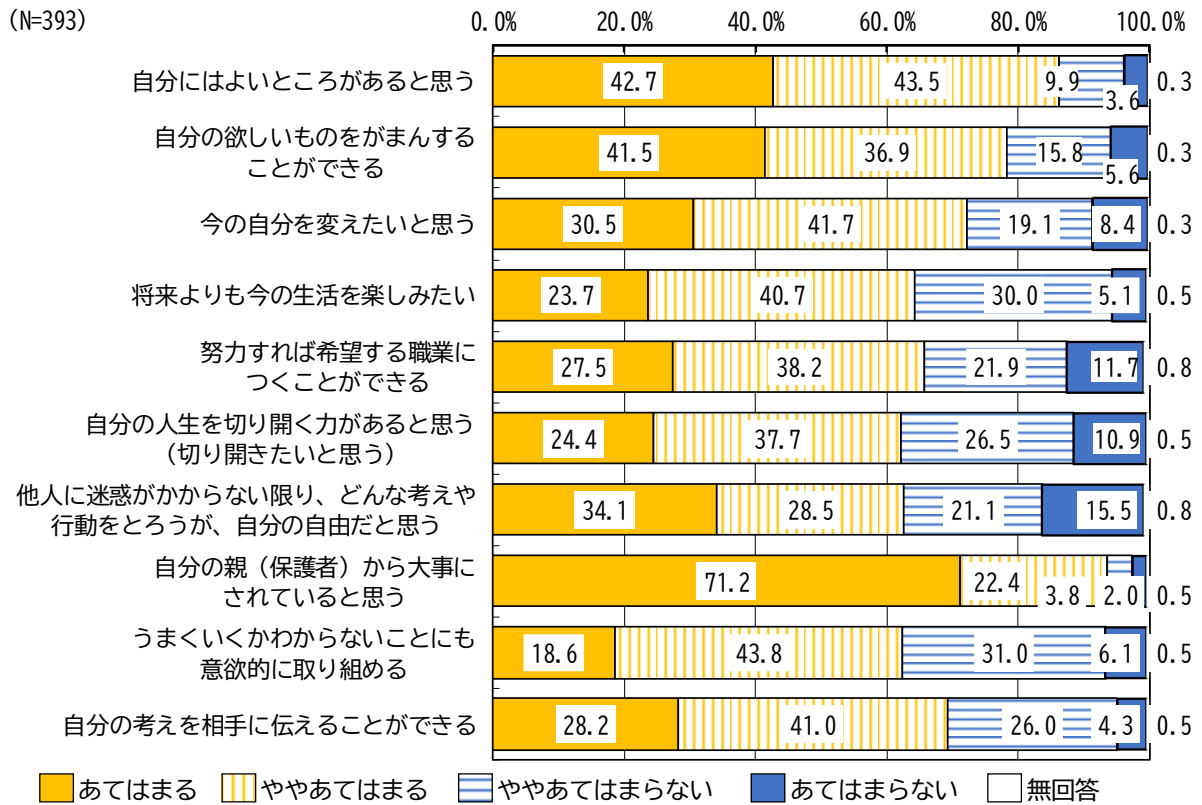
(2) 若者へのアンケート結果からみた現状

① 自己肯定感

自己肯定感・意欲をみると、多くの若者が「自分にはよいところがあると思う」（「あてはまる」「ややあてはまる」合計86.2%）と高い自己肯定感を持っています。また、「今の自分を変えたいと思う」という回答も72.2%（あてはまる30.5%、ややあてはまる41.7%）と高くなっています。

親からの愛着では、「自分の親（保護者）から大事にされていると思う」について、「あてはまる」（71.2%）と「ややあてはまる」（22.4%）を合わせると93.6%に達し、親との関係は非常に良好といえます。

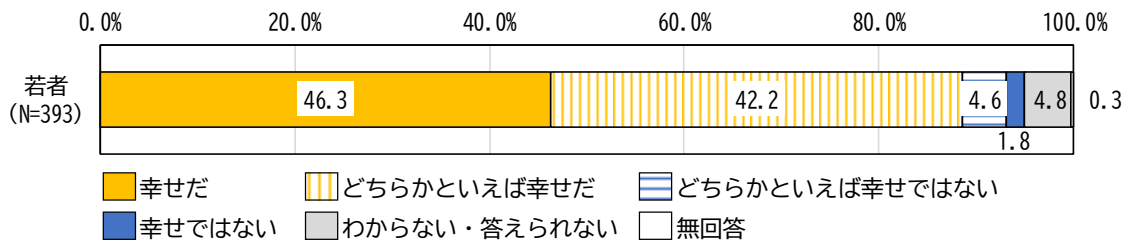
図表 次の項目について自分自身がどの程度あてはまるか



② 幸福感と孤独感

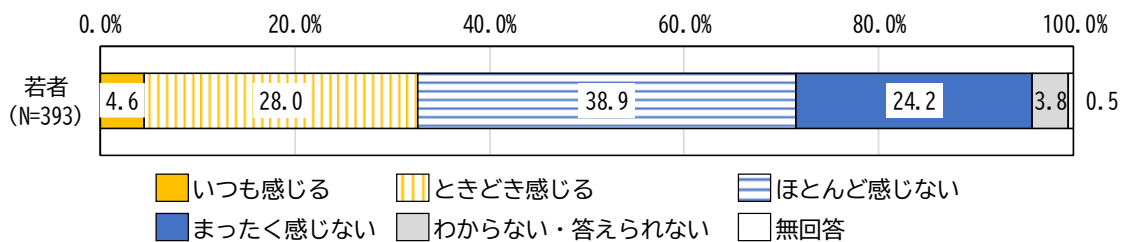
幸福感をみると、「幸せだ」(46.3%) または「どちらかといえば幸せだ」(42.2%) と感じしており、これらを合わせると高い幸福感(88.5%) が示されています。

図表 幸福感



孤独感をみると、「いつも感じる」は4.6%に留まり、「ほとんど感じない」(38.9%) または「まったく感じない」(24.2%) と63.1%が孤独をあまり感じていません。

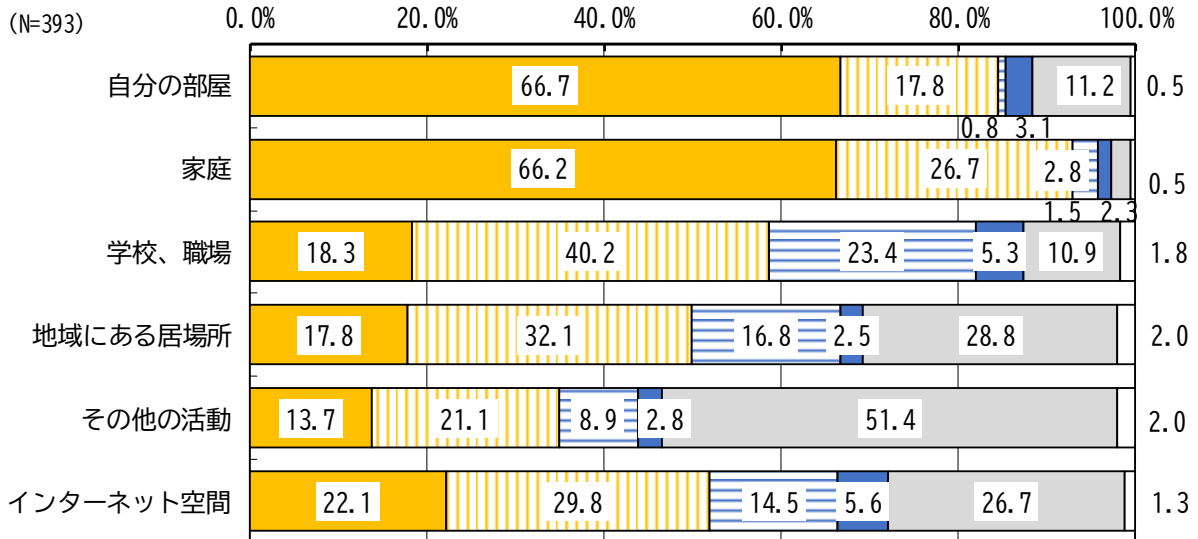
図表 孤独感



③ 居場所

ほっとできる場所・安心できる場所（居場所）で「そう思う」が最も多いのは「自分の部屋」（66.7%）、次いで「家庭」（66.2%）であり、私的な空間や家庭が最も安心できる場所です。また「学校、職場」が安心できる場所かについて「そう思う」人は18.3%に留まりますが、「どちらかといえば、そう思う」を加えると58.5%となります。

図表 ほっとできる場所・安心できる場所（居場所）

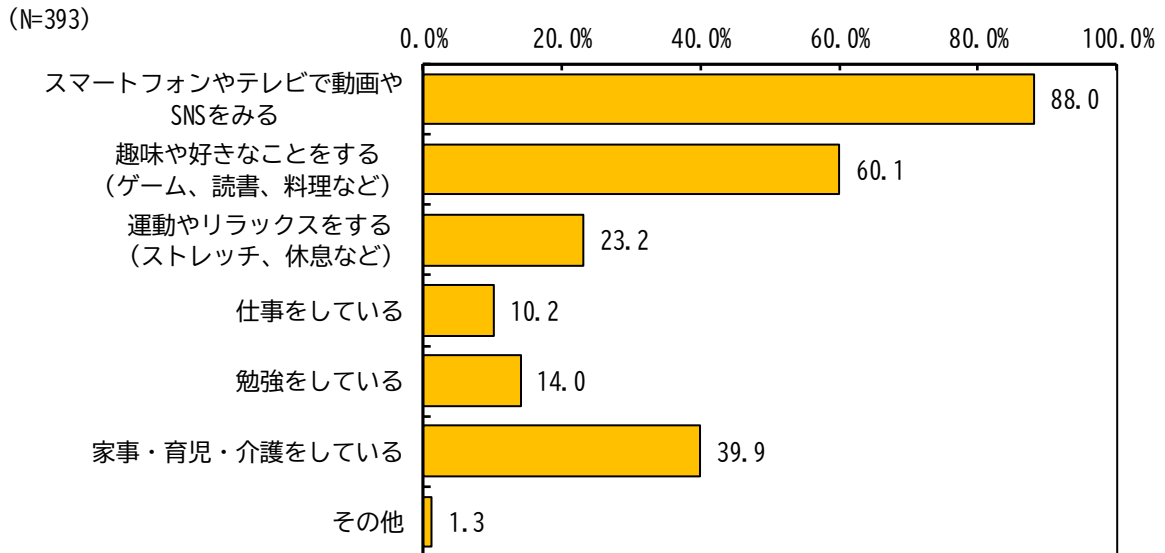


- そう思う
- どちらかといえば、そう思う
- どちらかといえば、そう思わない
- そう思わない
- あてはまるものはない、わからない
- 無回答



自宅での過ごし方をみると、「スマートフォンやテレビで動画や SNS をみる」が 88.0%と圧倒的に多く、次に「趣味や好きなことをする」(60.1%)、「家事・育児・介護をしている」(39.9%)が続きます。

図表 自宅でよくしていること（複数回答）

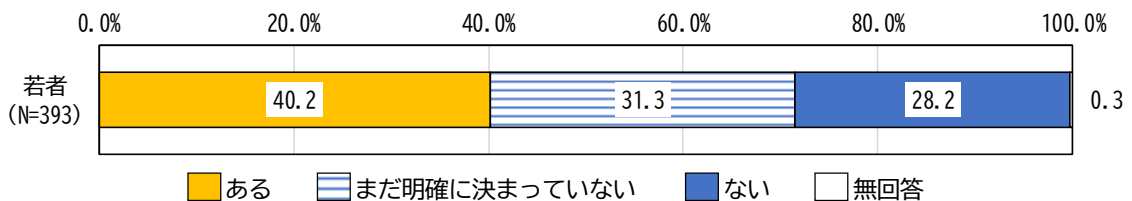


④ 将来の展望と家族形成

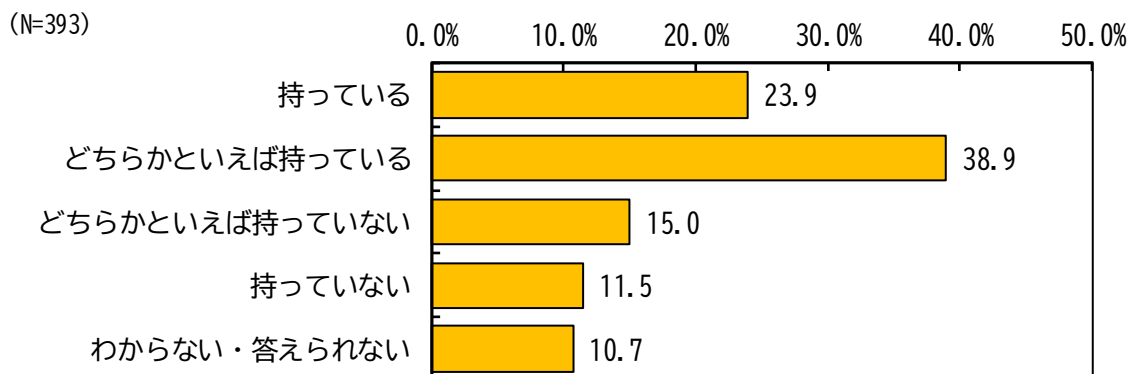
「将来の夢がある」人は 40.2%、「まだ明確に決まっていない」人が 31.3%です。将来について「明るい希望を持っている」(23.9%)または「どちらかといえば持っている」(38.9%)と回答した人は 62.8%でした。

結婚と出産希望をみると、結婚では、45.5%が「いずれは結婚したいと思う」と回答しています。また、子どもは「2人」を希望する割合が 38.2%で最も多く、一方で 9.7%は「子どもは欲しくない」と回答しています。

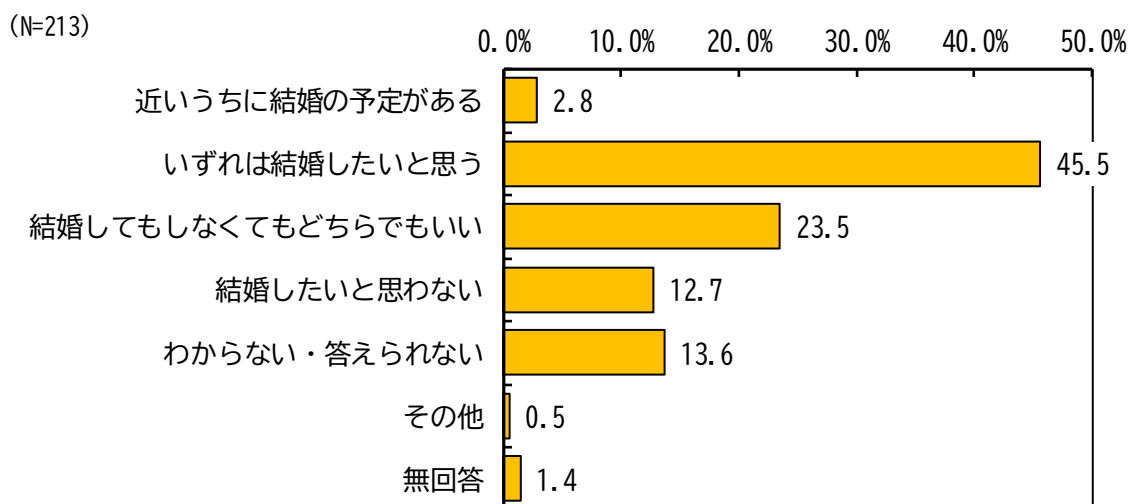
図表 将来の夢



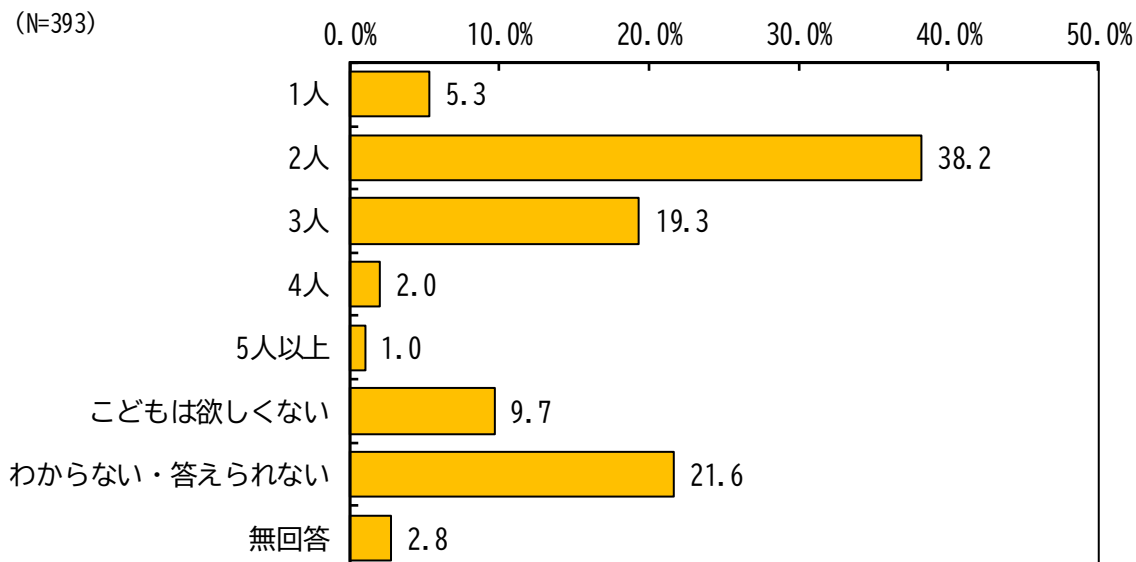
図表 自分の将来について明るい希望を持っているか



図表 結婚感



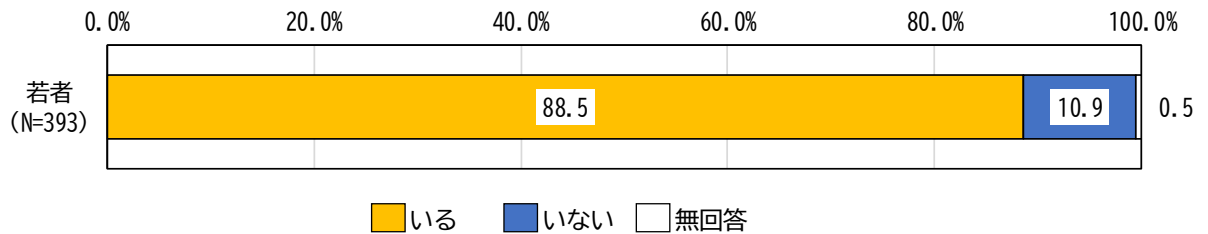
図表 希望する子どもの人数



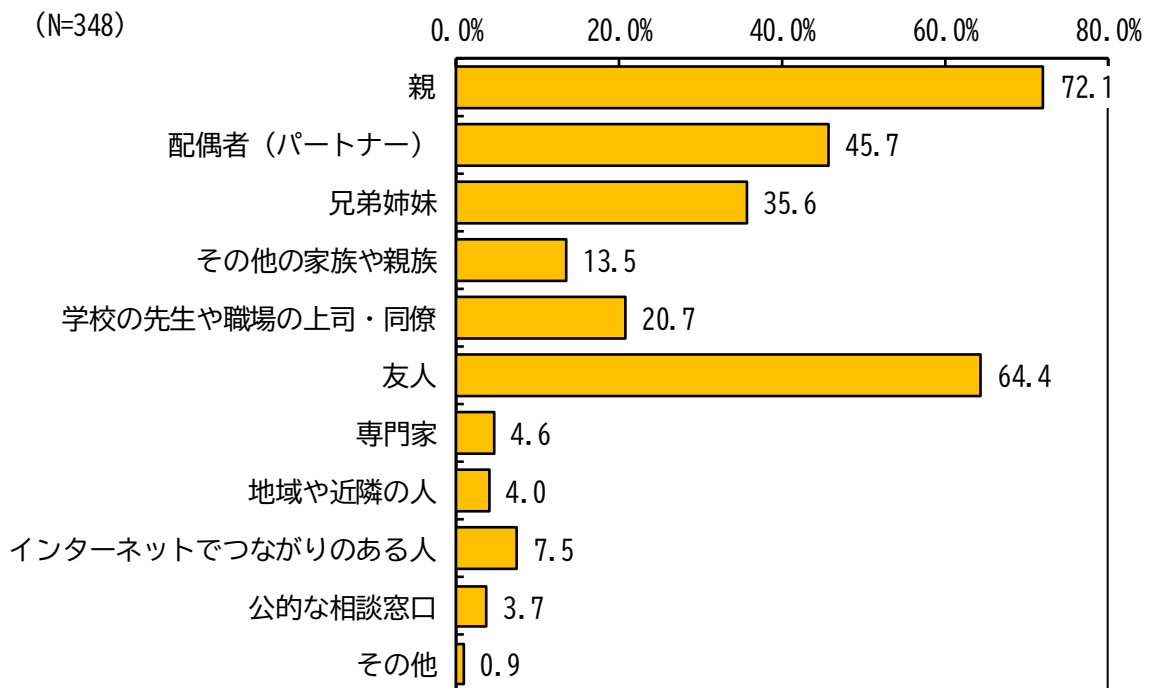
⑤ 悩みごとや困りごとについての相談

悩みごとや困りごとを相談できる人が「いる」と答えた人は88.5%に上ります。相談相手としては、「親」(72.1%)と「友人」(64.4%)が群を抜いて多く、「配偶者(パートナー)」(45.7%)が続きます。

図表 相談できる人の有無

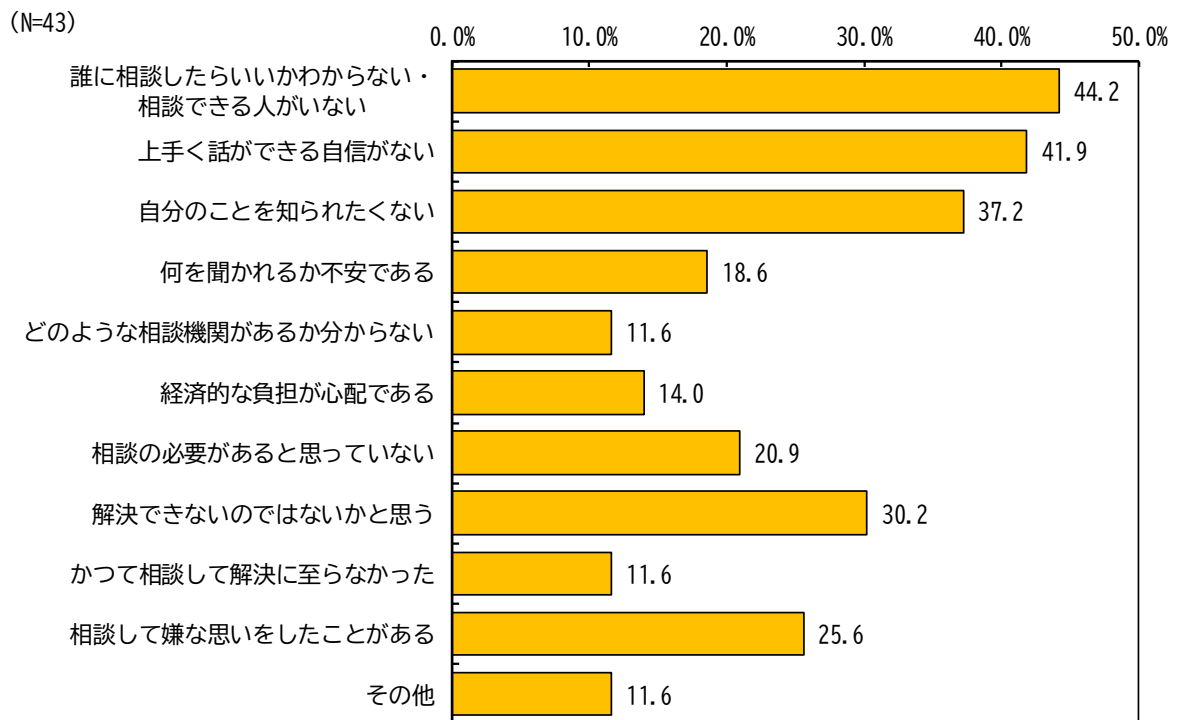


図表 相談する相手(複数回答)



相談できない理由をみると、最も多い理由は「誰に相談したらいいかわからない・相談できる人がいない」(44.2%)、「上手く話ができる自信がない」(41.9%)となっています。

図表 相談できない理由(複数回答)

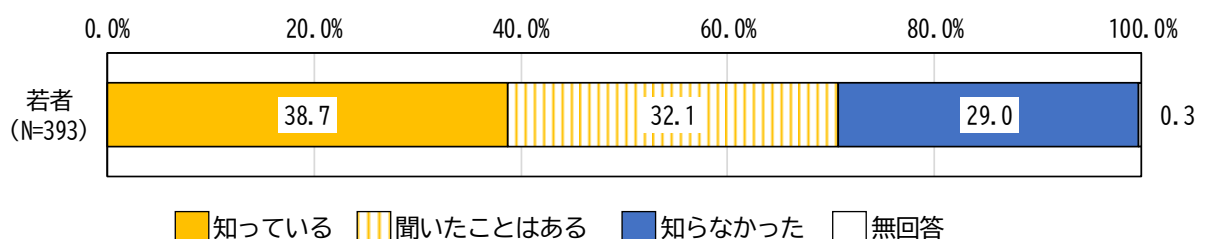


⑥ 子どもの権利の認知

子どもの権利では、「子どもの権利」があることを「知っている」(38.7%)または「聞いたことはある」(32.1%)と回答した人は合計70.8%でした。

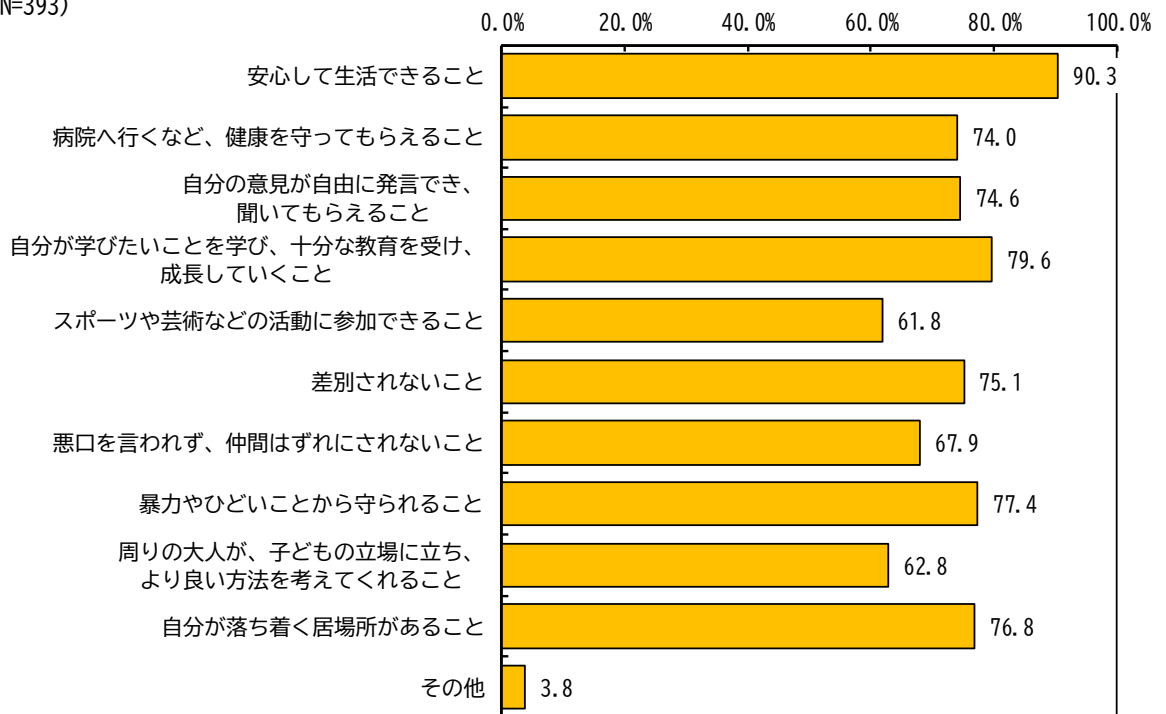
最も大切だと思う権利は「安心して生活できること」(90.3%)、次いで「自分が学びたいことを学び、十分な教育を受け、成長していくこと」(79.6%)、「暴力やひどいことから守られること」(77.4%)が挙げられました。

図表 子どもの権利の認知



図表 子どもの権利で大切な項目（複数回答）

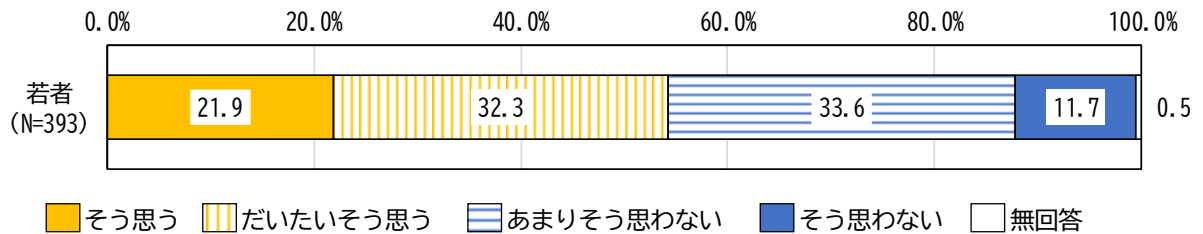
(N=393)



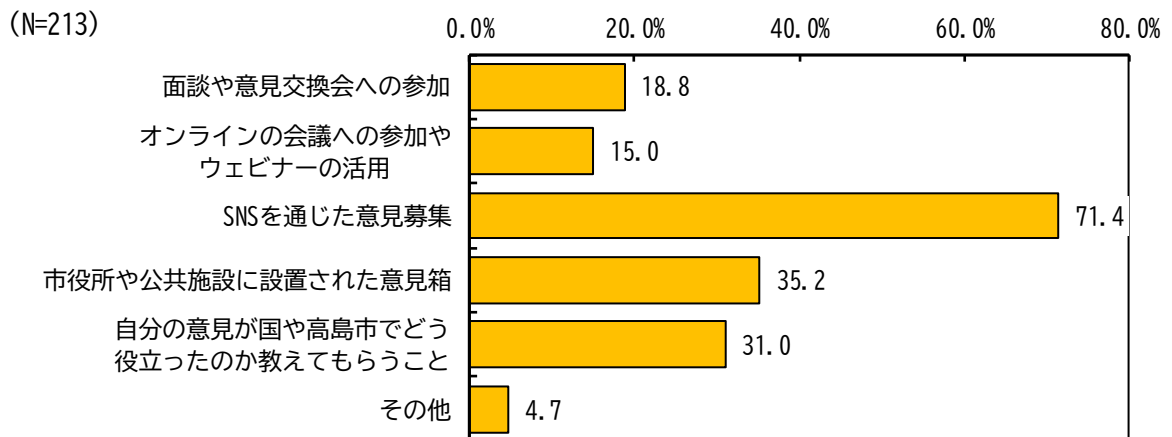
⑦ 国や高島市への期待

国や高島市に自分の考えを聞いてほしい「思う」（「そう思う」（21.9%）と「だいたいそう思う」（32.3%）の合計）が54.2%となっています。考えや意見を伝えやすい方法では「SNSを通じた意見募集」（71.4%）が特に多くなっています。

図表 国や高島市にあなたの考えや思っていることを聞いてほしいと思うか



図表 考えや意見を伝える方法(複数回答)

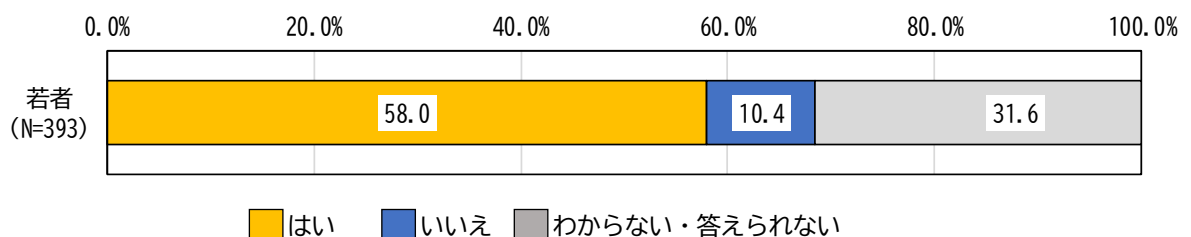


⑧ 高島市の定住意向

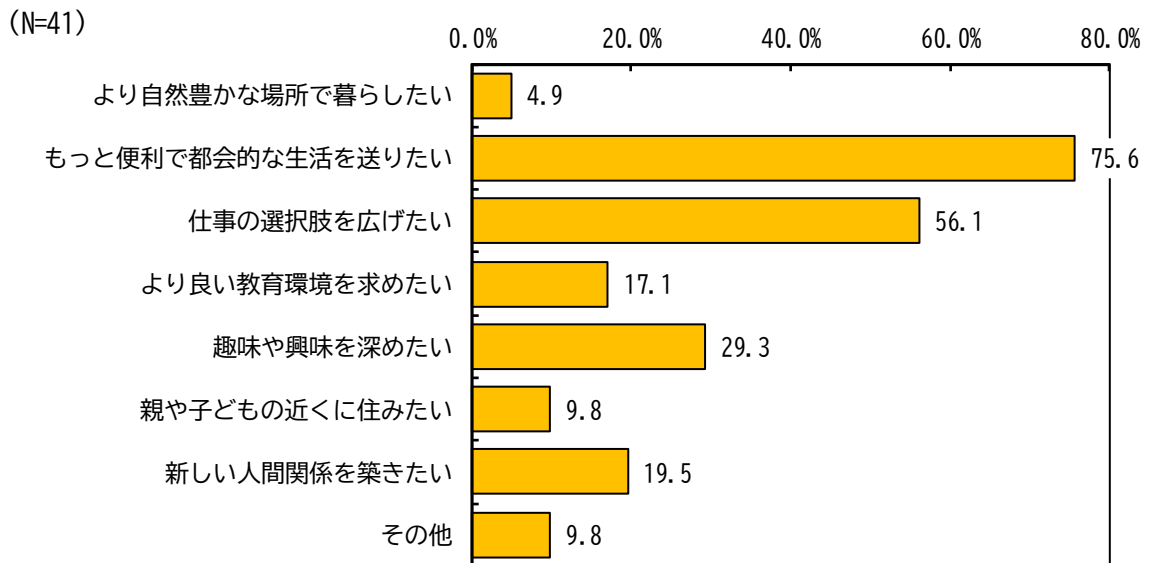
高島市の定住意向をみると、58.0%が「これからも高島市に住みたい」と回答していますが、「わからない・答えられない」も31.6%を占めています。

転出理由をみると、市外に住みたい理由のトップは「もっと便利で都会的な生活を送りたい」（75.6%）、次いで「仕事の選択肢を広げたい」（56.1%）となっています。

図表 これからも高島市に住みたいか



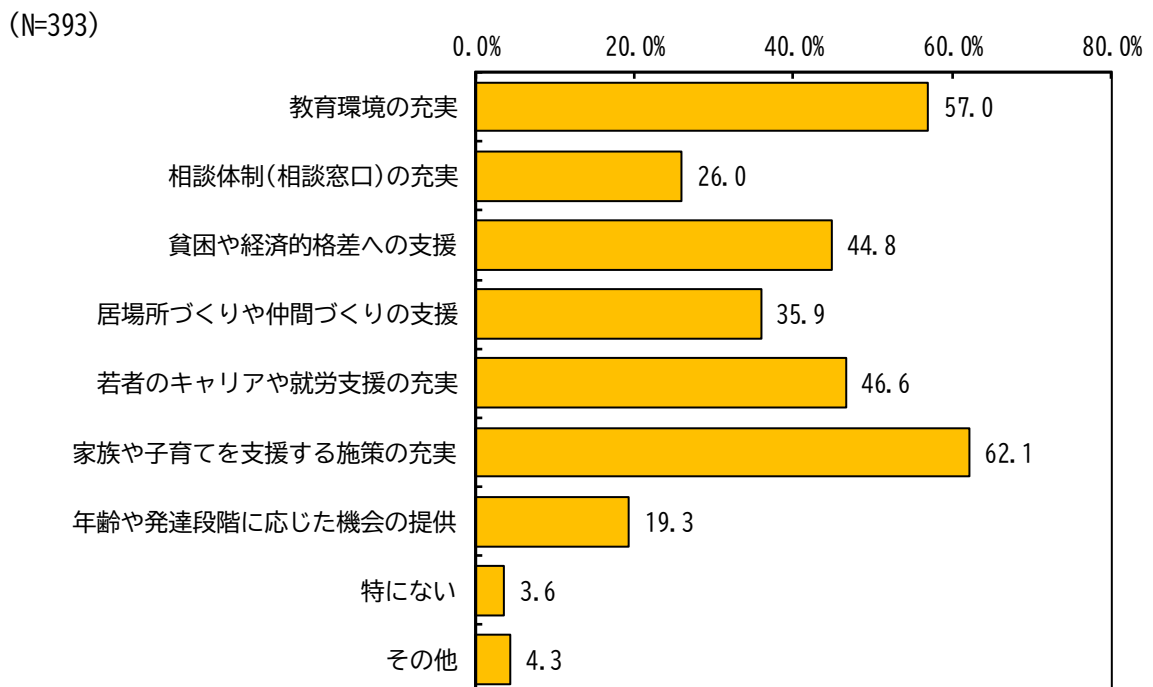
図表 高島市以外に住みたい理由(複数回答)



⑨ 高島市の施策への要望

定住のために必要な施策の中で最も必要とされているのは、「家族や子育てを支援する施策の充実」(62.1%)、次いで「教育環境の充実」(57.0%)、「若者のキャリアや就労支援の充実」(46.6%)、「貧困や経済的格差への支援」(44.8%) などとなっています。

図表 子ども・若者施策に必要なこと(複数回答)



(3) 若者へのアンケート結果からみた課題

① 若者の自己肯定感や幸福感の維持

若者たちは、親から大事にされていることや安心できる場所として家庭を挙げています。幼いころから自分の居場所があることが、自己肯定感や幸福感の高さにつながっていると考えられます。若者の自己肯定感、幸福感を維持するために、今後も引き続き充実した市民生活や安定した家庭生活のためのさまざまな支援が求められます。

② インターネットや SNS を活用した仕組みの構築

若者の生活様式はデジタル化しており、自宅での主な過ごし方は動画視聴や SNS 利用となっています。行政に対する考えや意見を伝える方法も「SNS を通じた意見募集」が高くなっており、若者の声を効果的に聴取するためには、従来の手段よりもインターネットや SNS を活用した仕組みの構築が必要と考えられます。

③ 若者の定住意向の向上

「高島市に住み続けたい」が多い一方で、「わからない・答えられない」も一定数あります。市外への転出希望の主な理由は、「都市的な利便性」と「雇用の選択肢の不足」が高いことから、高島市の資源や特徴を活かした若者を惹きつけるような取り組みが望まれます。

④ 相談体制の充実

多くの若者が「相談相手がいる」と答えている一方で、相談できない、相談したくないと答えた若者の一定数みられます。相談できない理由には相談先を知らないことや相談への心理的ハードルの高さだけでなく、相談することへのネガティブな感情（自分のことを知られたくない、解決できないのではないかと思う、相談して嫌な思いをしたことがある）を持っていることが伺えます。必要な人がアクセスしやすいよう、積極的な広報と利用しやすい仕組みづくりが望まれます。

⑤ 若者が望む施策の実現

若者が行政に求める施策は、生活の基盤となる環境整備や経済的支援が多くなっています。特に「家族や子育てを支援する施策の充実」、「教育環境の充実」、「貧困や経済的格差への支援」といった項目が高いことから、若者の将来の安定した生活や高島市での子育て環境などを支援できる取り組みが求められます。

3. 声をきかれにくい子ども・若者へのヒアリング結果からみた現状と課題

(1) 声をきかれにくい子ども・若者へのヒアリングの概要

声をきかれにくい子ども（小中学生）・若者を取り巻く環境の実態把握を行うためヒアリング調査を行いました。実施期間は、令和7年8月25日～9月12日です。また、ヒアリングを実施した機関は、こども家庭センター、子どもの生活・学習支援事業、第三の居場所事業、教育センタースマイル等となっています。

調査種別	主な設問	回答人数
声をきかれにくい子ども（小中学生）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分のことが好きですか ・ 自分の気持ちをわかってくれる人 ・ 自分の気持ちをきいてくれる人（有無） ・ 自分の将来についての希望（有無） ・ 悩みを相談するときに必要なこと ・ ほっとする場所 ・ みんなに伝えたいことや知って欲しいこと ・ 高島市の子どもが笑顔になれるまちになるために大切なこと 	27人
声をきかれにくい若者（高校生から39歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分のことが好きですか ・ 社会や家族などとの接点をできるだけ持たなかったり、学校に行かなかった経験、また、そのきっかけと期間 ・ 生きづらさを感じたことがあるか（有無） ・ どんなときに生きづらさを感じるか ・ ふだん、どの程度、人と話をしますか（メール、SNS等含む） ・ 悩みごとなどの「相談（支援）」を受けているか（有無） ・ 「相談（支援）」を受けていない理由 ・ 悩みや困難を抱えている人に必要なサポート ・ 今後働きたいと思いますか、理想の働き方 ・ 理想の働き方のために必要なこと ・ みんなに伝えたいことや知って欲しいこと ・ 高島市の子ども・若者が笑顔になれるまちになるために大切なこと 	12人

(2) 声をきかれにくい子ども・若者へのヒアリング結果からみた現状

① 声をきかれにくい子ども（小中学生 27人）

自分のことが好きかどうかでは、「好き」は40.7%で、「好きではない」の33.3%を上回っています。

自分の気持ちをわかってくれたり、きいてくれたりする人の有無については、自分の気持ちを「わかってくれる人がいる」と回答した割合は74.1%、自分の気持ちを「きいてくれる人がいる」と回答した割合は92.6%と高くなっています。

将来への希望をみると、「希望を持っている」は55.6%ですが、「持っていない」も22.2%存在します。

みんなに伝えたいことや知ってほしいことが「ある」は25.9%で、「ない」が59.3%を占めています。

② 声をきかれにくい若者（12人）

若者のうち、「働いていない」は66.7%になっています。

自分のことが好きかどうかと生きづらさについて、自分のことが「好き」と「好きではない」が41.7%で同率となっています。また、66.7%が「生きづらさを感じたことがある」となっています。

社会や家族とできるだけ接点を持たなかったり、学校に行かなかったりした経験が「ある」は58.3%となっています。

相談・支援の利用について、悩みごとなどの「相談（支援）」を「受けている」は75.0%となっています。

今後「働きたい」と考えている若者は83.3%と高く、具体的に求められるサポートとしては、「生活、仕事探しの支援」（66.7%）が最も多く、「様々な体験」（58.3%）、「気軽に相談できる場所」（50.0%）が続いています。

みんなに伝えたいことや知ってほしいことが「ある」と回答した若者は58.3%であり、小中学生の25.9%と比較して高くなっています。

(3) 声をきかれにくい子ども・若者へのヒアリング結果からみた課題

① 若者層における支援の内容とニーズの明確化

若者の75.0%が既に何らかの相談・支援を受けているにもかかわらず、66.7%が生きづらさを感じ、83.3%が就労意欲を持ちながらも66.7%が「働いていない」状況は、現在の支援が社会参加や経済的自立という課題に対して十分に対応できていないと推察されます。

最も必要としているサポートとして「生活、仕事探しの支援」（66.7%）、「様々な体験」（58.3%）、「気軽に相談できる場所」（50.0%）を挙げていることから、精神的な傾聴だけでなく、生活の基盤を確立するための実践的な支援や、社会との接点を取り戻すための体験の機会が求められています。

② 声を聞いてもらいたい内容と支援のあり方

声を聞いてもらいたいという思いについては、小中学生が25.9%、若者の58.3%が「ある」となっています。若者は、経験した孤立や生きづらさが具体的な社会生活の困難と結びついているため、社会全体に向けて自身の状況や必要とするサポートを「知ってほしい」というメッセージを持っていると推察されます。小中学生は経験も少ないため、聞いてもらいたい内容がないと回答している、または、親や家族内での関係性から状況に満足している場合が考えられます。

小中学生には、現状の支援等を継続的に取り組み、相談できる場所、助けてくれる場所があることへの認知を高めること、若者に対しては、具体的な生活・就労支援を軸に据え、彼らの声を政策に反映させる仕組みが求められています。

4. 高校生ワークショップからみた現状と課題

このワークショップでは、高島市で活躍している社会人3人の話を聴いて、高校生がキャリアや高島市での生活、個人の幸福について社会人と意見交換を行いました。

(1) 将来に対する考え方の変化と仕事の多様性

社会人の話を聞いた高校生は、将来について「思っているよりも深く考えなくて良い」「難しく考えすぎなくて良い」と将来についての不安を解消する機会となりました。すでに具体的な進路を決めている学生は（例：保育士、看護師、レーザー技師など）、「いろんな生き方や仕事の決め方がある」ことを知り、じっくり時間をかけても良いと感じています。また、資格をこだわりすぎなくても仕事はでき、可能性は広がるなど学びを得ました。

(2) 高島市への要望と居留意向の二分化

現在の高島市には映画館、ショッピングモールといった都会的な要素が不足しているため、学生は普段、部活をするか京都に出かけることが多いと述べています。将来の居留意向については意見が分かれ、「都会にはより仕事があり、楽しそう」という理由で市外に出たいという意見がある一方、「家族が近くにいる方がいい」「自分の通った保育園で働きたい」という理由で高島にいたいという意見もあります。一度高島を出て視野を広げたいという考えを持つ学生もいました。

(3) 個人の幸福と労働観

高校生が考える幸せな人生とは、「何事もほどほど」であること、そして「家族と過ごす」ことです。また、自由とお金があれば働かなくて良いという価値観も示されました。理想の職場環境としては、残業がない、上下関係がない、クレームがないといったストレスの少なさを重視する傾向が見られました。結婚については、「一人の方が楽」「面倒そう」といった理由で、しないことを決めている学生や消極的な意見が目立ちました。

第3章 計画の基本理念と目標

1. 基本理念

高島市のまちづくりの方向性を示す「高島市総合計画」においては、目指すべき将来の目標像を「水と緑 人のいきかう高島市」としています。また、まちづくりの政策分野ごとの方針では、「「あゆむ」子育て・教育」として、子育て・教育分野におけるまちづくりを、「道」に例えています。高島市で生まれた、また高島市を選ばれた方々が、このまちで人生を歩みたくなるまちづくりに取り組むことを掲げています。そして、そのための施策として、次の2項目を目標としています。

「高島市総合計画」の子育て分野における施策項目

- | | |
|-------|---------------------|
| 施策項目1 | 魅力ある子育て・教育環境を整えます |
| 施策項目2 | 郷土愛と誇りを育む人づくりを推進します |

高島市こども計画で目指す理念

**豊かな自然とともに 自分らしく
子ども・若者の声で明日を織りなすまち・たかしま**

高島市総合計画に基づき、「子ども・子育てあくしょん・ぷらん2025」を包含した本計画「高島市こども計画」では、国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」に向け、子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会への推進につなげます。

国連総会において1989年11月に採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を我が国は1994年4月に批准しました。「子どもの権利条約」は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの柱で構成されています。

本計画では、「子どもの権利」、特に「参加する権利」である社会参加、子どもの意見表明・意見反映を重要な柱として推進していきます。

さらに、豊かな自然の中で子ども・若者が夢を育み、その夢に向かって暮らしやすい環境を整えるとともに、市外に出た若者とも多様な形で繋がり続ける「つながるまち・高島」を目指します。

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、本計画では、次の8つを基本目標として取り組みます。

なお、基本目標の1～5は、「子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025」（令和6年度）において策定済みです。本計画では、基本目標6～8を新たに加えています。

【基本目標1】 子どもの未来を応援する取り組みの推進（令和6年度 策定）

子どもが地域の人たちとつながり、学校や家庭以外にも安心できる第三の居場所を持つなかで、地域の中で支えられ、育まれる環境を整えます。また、地域の特色を生かした体験学習や交流活動の機会を提供し、子どもの社会体験の機会を確保します。

【基本目標2】 安全安心な環境で過ごせる取り組みの推進（令和6年度 策定）

発達の支援が必要な子どもや保護者が必要とする支援を受けられる体制を整えるとともに、児童虐待や子どもが同居する家庭における配偶者からの暴力（DV）などから子どもを守り支援するため、関係機関との連携体制を強化していきます。

【基本目標3】 出生前から未就学児の支援の充実（令和6年度 策定）

妊娠や出産など妊婦やその家族が抱える不安や悩みを軽減させるため、相談体制や学習・交流の場の充実を図ります。さらに、乳幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、認定こども園等での、保育・教育の質の向上に努めます。また、保護者の家庭状況や就労状況により多様化している保育ニーズに対応します。

【基本目標4】 学童期・思春期・青年期の支援の充実（令和6年度 策定）

豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、市の未来を担う子どもたちが、創造力や対話力を養い、心豊かに育つことができるよう、子どもの基礎的、基本的な知識・技能や確かな学力、たくましく生きる力を伸ばすため、自ら学びに向かうことができる教育環境を整備します。

【基本目標5】 子育て家庭への支援の充実（令和6年度 策定）

子どもを育てるための経済的な不安が少子化の一因となっていることから、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。また、核家族の増加など保護者の家庭状況が多様化する中でも安心して働きながら子育てができる環境整備に取り組みます。

【基本目標6】 子ども・若者への「切れ目のない支援」の充実

子どもから若者へと成長し、進学、就職、結婚、さらには困難に直面する時期など、人生のさまざまな分岐点において、支援が途切れることなく必要な支援を継続的に受けられる体制を整備していきます。また、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、家族やコミュニティとほとんど接触がないなど、複雑化する課題に対し、関係機関が連携して取り組みを進めます。

【基本目標7】 子どもの権利の保障と意見表明・意見反映の機会確保

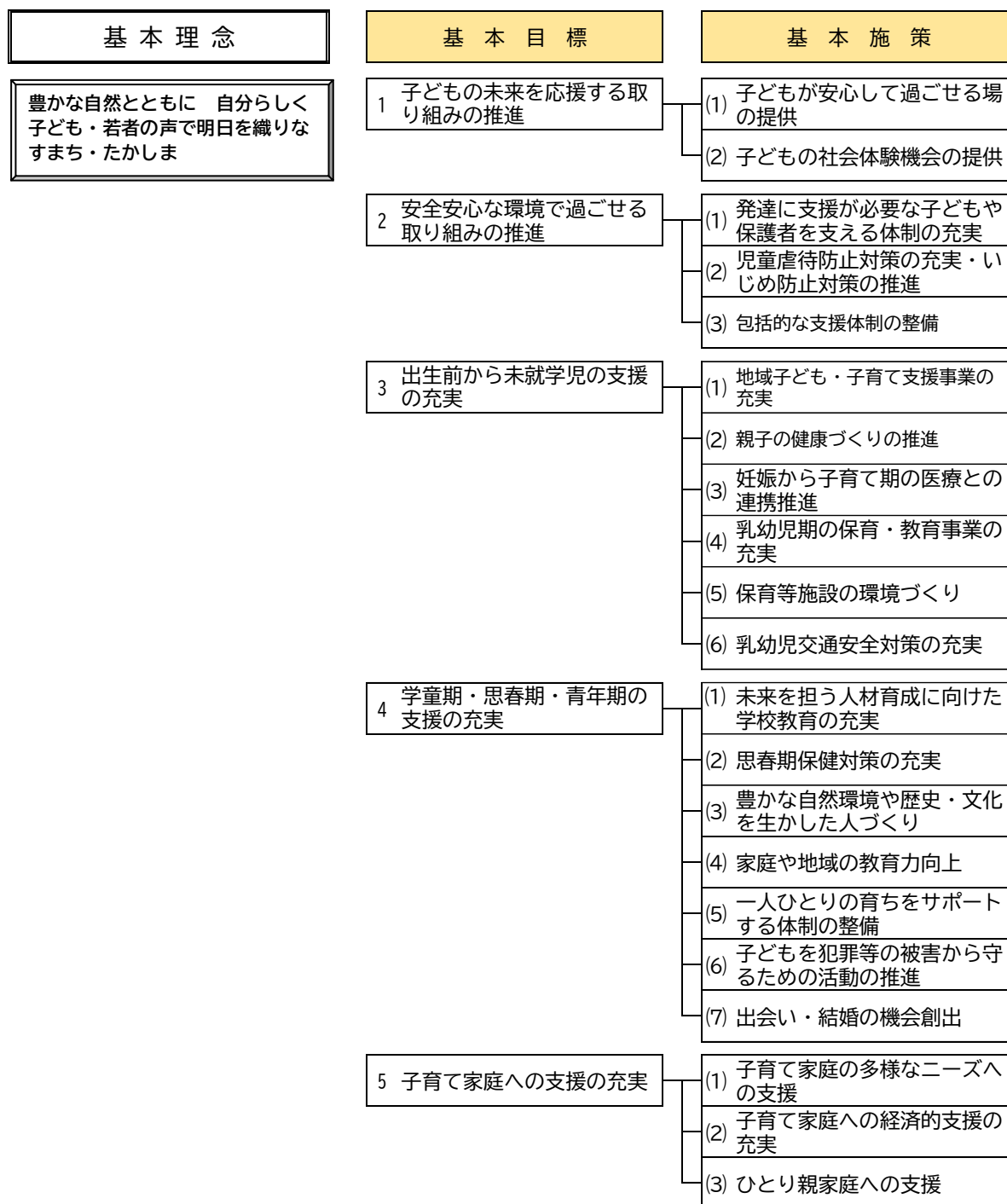
子どもや若者一人ひとりの権利を尊重し、意見を安心して伝えることができる環境を整備します。また、子どもや若者が行動する中で自分の意見が社会に届けられる仕組みを検討し、子どもや若者の意見を実際の施策や地域のあり方に反映させることで、「自分の声で高島が変わる」取り組みを進めます。

【基本目標8】 子ども・若者が感じる高島の魅力と未来の創造

高島市の豊かな自然と知恵を活かし、子ども・若者が夢を描ける魅力ある地域づくりを目指します。また、子どもたちが「また戻りたい」「ここで住み続けたい」と思えるような地域に根付いた成長の機会や体験の場を積極的に展開します。さらに、それを支えるために、安全で安心な子育て支援施設の環境整備を進め、未来につながる環境づくりを実現していきます。



3. 施策体系



基本目標	基本施策
6 子ども・若者への「切れ目のない支援」の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 子ども・若者支援の充実
7 子どもの権利の保障と意見表明・意見反映の機会確保	(1) 子どもの権利の保障 (2) 子ども・若者の意見表明・意見反映の機会確保
8 子ども・若者が感じる高島の魅力と未来の創造	(1) 地域への愛着を育む取り組みの充実 (2) 子育て支援施設等の環境改善



第4章 目標実現のための施策の推進

基本目標6 子ども・若者への「切れ目のない支援」の充実

基本施策6-(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラーや不登校、DV、経済的困窮など、一つの世帯が複数の課題を抱える状況が増えています。こども若者応援ベース「みらくる」の拠点は整備されていますが、物理的な距離や心理的なハードルにより、深刻化するまで相談に繋がらないケースが想定されます。保育園から小学校、中学から高校などライフステージが変わる際に支援内容の引き継ぎが不十分だと、保護者が何度も同じ説明をしなければならない負担が生じています。

【施策の方向】

こども若者応援ベース「みらくる」内にある「こども若者相談課」を中心として全ての妊産婦や子育て世帯に対し、面談やアウトリーチを通じて継続的に関わる体制を強化します。電話や対面だけでなく、多様な方法の検討を行い、若者も相談しやすい仕組みを目指します。母子保健・福祉・教育の各部門が連携し、支援が必要な子どもや若者の情報を適切に共有・一元化することで、「待たせない・途切れさせない」支援を実現します。

また、子育て世帯が安心して相談できる環境づくりのため、子育て支援センター等での相談や最寄りの相談先を広く周知し、身近な場所での相談環境を整備します。

子どもの頃から地域には居場所や相談機関があり、困ったときには気軽に相談できることを知ってもらえるように情報を周知することで、将来大人になったときにも「相談することは恥ずかしいことではない」「悩んだときには相談していい」と思える環境を作ります。

取組事業	内容	担当課
1 総合相談機能の充実	こども若者相談課が妊娠期から子育て期、さらには子どもや若者に関する相談の総合窓口として機能し、相談者が最初に相談する「入り口」としての役割を果たせるよう体制整備や周知啓発を行います。また、各相談機関との連携を通じて、充実した支援を提供します。	こども若者相談課

基本施策6-(2) 子ども・若者支援の充実

【現状と課題】

継続した支援が必要にもかかわらず、支援につながらない、中学校卒業を機に支援が途切れてしまう子ども、様々な理由で高校などを中退してしまう子どもたちは、社会とのつながりが希薄になるリスクがあります。不登校やひきこもりの経験者が、無理なく小さな決断と意思で社会経験を積める「居場所」や、受け入れ可能な地域企業との連携がまだ十分ではありません。孤立や失敗の経験から「自分は社会に必要な」と感じてしまう若者が多く、精神的なケアと社会復帰支援をセットで行う必要があります。

【施策の方向】

学校や家庭以外の「第3の居場所」を地域に確保し、本人のペースで他者と関われる環境をつくります。職場体験、ボランティア活動、短期アルバイトなど、地域の協力企業と連携した高島版就労準備プログラムを通じて、自立に向け個別的、継続的な支援を行います。対象年齢を39歳までとする子ども・若者育成支援事業を活用し、福祉・労働・教育部門が一体となって、自立まで長期的に見守る体制を確立します。

取組事業	内容	担当課
1 少年センター事業	少年の非行防止を総合的かつ効果的に行い、少年の健全な育成を図るため、関係機関と緊密な連携を保ちながら未然防止活動、啓発活動、青少年相談活動、無職少年対策に取り組んでいきます。青少年相談では、小学生から20歳までの青少年の学校生活、家庭生活での悩み、就労、就学の悩みについて対応していきます。無職少年対策では、「高島版就労準備プログラム」の活用に加え、市内企業との連携を図り、就労支援を積極的に進めていきます。	こども若者相談課
2 青少年立ち直り支援システム「あすくる」事業	継続した支援が必要な中学生から20歳までを対象に自分自身を見つめなおし、自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるように目標や希望に応じた個別プログラムを作成して支援します。	こども若者相談課
3 子ども・若者育成支援事業	21歳から概ね39歳までを対象に悩みを抱えている困難な状況に置かれている子どもや若者の立ち直りや社会参加に向けた取り組みを支援します。	こども若者相談課

基本目標 7 子どもの権利の保障と意見表明・意見反映の機会確保

基本施策 7-(1) 子どもの権利の保障

【現状と課題】

子どもの権利を実現するためには、市民一人一人が子どもの権利について正しく理解し、その重要性を共有することが不可欠です。しかし、現状では子どもの権利に対する認識が十分とは言えず、子どもや大人がその権利について学ぶ機会も限られているのが課題です。また、子どもの権利を守るための具体的な取り組みが少ないことに加え、「子どもの権利条約」を含む権利に関する基礎知識を身につけるための環境整備も十分とは言えません。

また、児童虐待やいじめ、不登校などの課題は顕在化していますが、それが「子どもの権利の侵害」であるという認識が、家庭や学校、地域に十分に浸透していません。子どもが「自分の権利が守られていない」と感じたときに、安心して助けを求められる相談・救済機能が、まだ身近なものとして定着していません。障がいのある子ども、ひとり親家庭、困窮世帯など、特に権利が損なわれやすい状況にある子どもへの個別の配慮が必要です。

【施策の方向】

権利の主体が子どもであることを明確にするため、地域の機運を醸成し、市民全体で理念を共有するための啓発活動を進めます。

認定こども園で行っているCAPプログラム研修や高校生を対象としたデートDV防止講座を行っていますが、その他に学校や地域では、子ども自身が「自分には権利があること」を理解するとともに、「他者の権利を尊重すること」を学べる取り組みを実施します。

さらに、子どもの権利に関する子どもや地域住民の理解を深めながら、条例の制定についても段階的に検討を進めていきます。

取組事業	内容	担当課
1 子どもの権利に関する啓発	パンフレットを活用した啓発活動や、虐待防止に関する街頭啓発活動を通じて、子どもの権利について広く周知する取り組みを行います。	こども若者相談課・子育て政策課

基本施策7-(2) 子ども・若者の意見表明・意見反映の機会確保

【現状と課題】

子どもたちの意見聴取や施策への反映については制度化されていないため、まずは実際に意見を表出する機会を創出し、施策への反映方法を模索しながら具体的な一歩を踏み出すことが求められます。子どもたちの意見を幅広く聞く方法についても検証をしながら、多様な層の子どもたちの声を拾い上げるための工夫が求められます。そのためには、不登校児や障がいのある子どもたちなど、さまざまな背景を持つ子どもたちを対象に含めることが必要です。

また、子どもたちの意見を「わがまま」や「未熟な意見」とみなすのではなく、対等なパートナーとして尊重し対話できる大人のサポーターも求められることから、大人側の意識改革を進めるとともに、子どもの意見を丁寧に聴取し、適切に対話を促すファシリテーターを育成することが求められます。

【施策の方向】

子どもたちの意見を社会に反映するためには、多様な手法を用いた意見聴取の仕組みを構築するとともに、子どもたちとの対話の機会を確保し、その声を尊重する文化を醸成することが重要です。大人が子どもたちの意見を尊重することの大切さを理解し、意見を安心して表現できる環境を整え、大人と子どもがともに考えられる仕組みを作ることで、未来を担う子どもたちの主体性を育みます。

現在、子どもたちがざっくばらんに話す機会として「しゃべりば事業」や個別に子どもの思いを聞く「ちょこっと相談」をこども若者相談課で実施していますが、話をするだけでなく、子ども・若者の意見を実際の施策などに反映できるような機会の確保について検討を行っていきます。また、子どもの意見がどのように反映されたかをホームページなどで分かりやすく公表し、参加へのモチベーションを高める取り組みを行います。

取組事業	内容	担当課
1 子ども・若者の意見表明の方法の検討	子ども・若者が意見を安心して表現できる環境を整え、多様な手法で意見を聴取し、その声を施策などに反映する仕組みについて検討していきます。	子育て政策課

基本目標 8 子ども・若者が感じる高島の魅力と未来の創造

基本施策 8-(1) 地域への愛着を育む取り組みの充実

【現状と課題】

核家族化の進行により地域とのつながりが薄れている現状があります。また、進学や就職を機に市外へ移り住む子ども・若者が多いことから、地域を離れる選択をする現状があります。しかし、子どもの頃から地域への愛着が深まる取り組みを進めることで、将来的に地域に戻ってこることが選択肢となり、定住促進や地域の活性化につながる可能性が期待できます。このため、地域に根差した活動や教育を通じて愛着を育む環境づくりが求められます。

【施策の方向】

進学や就職を機に市外へ移り住む子ども・若者が多い一方で、子どもの頃から地域に対する愛着を形成することで、将来的に高島に戻ってきて就職や子育てを選択肢の1つとして考える可能性を広げることが求められます。そのために地域の歴史や文化を学ぶ機会の提供、地域のイベントや活動への参加促進、地域住民と子どもたちが協力して行うプログラムなど、子どもや若者が自分たちも地域の一員であることを感じ、地域に愛着を持つきっかけとなる具体的な取り組みを検討していきます。

また、地域の魅力や生活のしやすさを伝える情報発信を強化し、高島での就職や子育てが魅力的な選択肢となるような環境整備を進めていくことも必要です。

取組事業	内容	担当課
1 地域連携による高校生キャリアデザイン事業(再掲)	地域の創り手を確保することを目的に、高校生を中心に地域を知るための取り組みを行います。また、その過程において、多様な市民と協働し、地域課題の解決へ導く「グローバル」な人材づくりを行い、将来的なUターンの増加を推進します。	市民協働課
2 地域学校協働活動の推進(再掲)	地域と学校が連携協働する仕組みづくりを推進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習や自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり、きずなを強化し、地域の活性化を図ります。	社会教育課
3 地域に根ざした体験活動の推進(再掲)	地域の自然や歴史、文化等を生かし、保護者や地域の協力を得ながら、児童・生徒の発達段階に応じ、感動や成就感のある体験活動を重視した教育活動を展開します。	社会教育課

基本施策 8-(2) 子育て支援施設等の環境改善

【現状と課題】

既存のこども園や児童館等の老朽化が進んでいるほか、共働き世帯の増加により、放課後や休日に親子で利用できる遊び場や多目的スペースへのニーズが高まっています。市域が広いと、主要な施設が特定の地区に偏ると、車を持たない保護者や遠方の家庭が利用しにくい状況があります。単に集まる場所があるだけでなく、不登校傾向の子どもが安心して過ごせる場や、学習と交流が両立できる中高生向けのスペースなどが十分に確保されていません。

【施策の方向】

公共施設の跡地利用や既存の公共施設の空きスペースを活用し、子育て支援、世代間交流、学習支援などが一体となった多世代の交流型子ども拠点の整備を検討します。施設の改修や施設の跡地利用の検討にあたって、子どもの意見を反映させる取り組みを行い、「ワクワクする空間」の共創を目指します。

取組事業		内容	担当課
1	認定こども園等の施設整備や環境改善	公立の認定こども園等の子育て支援施設について最大限活用できるように計画的な大規模修繕や長寿命化工事を実施します。また必要に応じて、施設の整備を検討します。	子育て政策課
2	私立園の改修等経費の支援	地域の乳幼児教育・保育を担っている私立の認定こども園等の施設整備、大規模修繕および長寿命化工事等の経費を補助します。	子育て政策課

第5章 計画の目標値

① 子ども・若者の地域への愛着

高島市への地域愛着があるかを測る指標であり、アンケート調査による「高島市での定住意欲」について積極的（肯定的）と回答した比率を目標値とします。

② 子ども・若者の健やかな成長・ウェルビーイング（幸福感、自己肯定感）

子ども・若者自身が「幸せだ」「自分にはよいところがある」と感じられているかを測る指標であり、アンケート調査による「幸福感」、「自己肯定感」について積極的（肯定的）な回答をした比率を目標値とします。

③ 子どもの権利の認知度

本計画の主要なテーマである「子どもの権利」の認知度を測る指標であり、アンケート調査で「知っている」と回答した比率を目標値とします。

【計画の目標値】

対象	回答内容	現状値 (令和7年)	目標値
① 子ども・若者の地域愛着			
小中学生	おとなになったら高島市に暮らしたい比率	24.1%	40.0%
若者(15-39歳)	これからも高島市に住みたい比率	58.0%	70.0%
②-1 子ども・若者の健やかな成長・ウェルビーイング（幸福感）			
小中学生	自分が幸せだと思う比率	87.1%	90.0%
若者(15-39歳)	自分が幸せだと思う比率	88.5%	90.0%
③-2 子ども・若者の健やかな成長・ウェルビーイング（自己肯定感）			
小中学生	自分にはよいところがあると思う比率	46.6%	70.0%
若者(15-39歳)	自分にはよいところがあると思う比率	42.7%	70.0%
③ 子どもの権利の認知度			
小中学生	子どもの権利を知っている比率	40.3%	60.0%
若者(15-39歳)	子どもの権利を知っている比率	38.7%	50.0%

高島市こども計画

令和8年6月

発行・編集 高島市 子ども未来部 子育て政策課

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL：0740-25-8136（直通）

FAX：0740-25-8145